

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、社是として、経営の考え方の根幹であり社名の由来でもある『夢現』(夢を現実に)を掲げ、お客さまの夢を実現することで会社としても成長し、ステークホルダーを含めたすべての人の夢の実現を目指します。

そのために、ミッションを、『不動産に新たな価値を創造し、すべての人の豊かな暮らしと夢に挑戦する』とし、事業活動を通して地球温暖化、少子高齢化、空き家問題や住宅ストックの老朽化等、不動産業界が抱える数々の社会課題の解決に取組み、持続的な企業価値の向上を目指します。

また、ミッションの実現に向けた、行動の基軸として『速さを追求』『あくなき挑戦』『多様な連携』『先を見通す』『貫く責任』の5つのバリューを定めております。

当社では、この企業理念の実現のために最も必要な施策は、経営の透明性と健全性の確保及び環境の変化に迅速・適切に対応できる経営機能の強化であり、コーポレート・ガバナンスの確立が最重要課題であると認識し、株主の権利・平等性の確保 株主以外のステークホルダーとの適切な協働 適切な情報開示と透明性の確保 取締役会等の責務の履行 株主との対話を基本原則としてコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

また、当社取締役会は、実効性のあるガバナンスの枠組みを示しその実現に資することを目的として、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」(以下「当社ガイドライン」)を定めております。

「当社ガイドライン」の全文は、当社ウェブサイトに掲載しておりますのでご参照ください。

https://www.mugen-estate.co.jp/cms/mugen/pdf/corporate/CGguidelines_20220325.pdf

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社の規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、取締役4名中2名を独立社外取締役として選任しております。当該独立社外取締役は、取締役会における独立した中立な立場で、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与すべく、その役割・責務を果たしております。統治機能の更なる充実を図るため、引き続き独立社外取締役の人数、割合について検討してまいります。

【補充原則4-8-3 支配株主を有する会社の特別委員会設置状況】

当社は特別委員会を設置しておりませんが、全ての取引に関し、その適法性、内容の妥当性及び合理性を稟議規程等の諸規程に基づき審議しておりますが、支配株主及びその二親等以内の者との取引については、関連当事者取引として取り扱い、通常取引と比較して適正、妥当かつ合理的な取引であるかを取締役会に諮り、利害関係者を除く取締役による承認を得たうえで取引を行う旨「当社ガイドライン」に定めており、少数株主やその他通常取引先に不利益が生じないよう適切に対応しております。また現在、支配株主からの独立性を有する独立社外取締役選任状況は取締役4名中2名となっておりますが、統治機能の更なる充実を図るため、引き続き独立社外取締役の人数、割合について検討してまいります。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社は、取締役の員数を7名以内としており、現在4名の取締役のうち、2名が社外取締役であります。取締役の選任にあたっては、「当社ガイドライン」に記載のとおり、優れた人格、見識、能力、豊富な経験を有している取締役によって構成することとしています。現在の取締役は、全員男性かつ日本人となっておりますが、ジェンダーや国際性面はもとより、知識・経験・能力のバランスについて留意して多様性の確保についても引き続き検討してまいります。

また、当社は監査役の員数を3名以内としており、半数以上の社外監査役を選任する方針としています。監査役の選任にあたっては、「当社ガイドライン」に記載のとおり、優れた人格、見識、必要な財務、会計、法務に関する知識、並びに適切な能力及び、豊富な経験を有している方を基準とし、現在経験豊富な弁護士、税理士を社外監査役として迎え、常勤監査役は上場会社において豊富な財務・会計の知識経験を有しています。

さらに、当社は毎年全役員へ取締役会の実効性に関するアンケートを実施し、その回答内容を分析・評価の上、その後の取締役会の運営改善を行い、取締役会の機能向上に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、政策保有株式としての上場株式を保有しておりません。今後、相手企業との関係強化や提携を図る目的で取得の必要が生じた場合には、毎年、取締役会で、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証するとともに、そうした検証の内容について開示を行う方針であります。また、政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための具体的な基準を策定・開示し、その基準に沿った対応を行う方針であります。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

関連当事者間の取引につきましては、当社及び株主共同の利益を害することのないよう、法令・社内規則等に則り、その取引内容及び性質に応じた適切な手続きを実施しております。当該取引の内容を予め取締役会に付議し、取引の妥当性及び経済合理性について確認するとともに、関連当事者と当社との取引の有無を定期的に調査しております。

【補充原則2-4-1 中核人材の登用等における多様性の確保】

当社は、女性・外国人・中途採用者も分け隔てなく、活躍できる職場環境を提供することが、中長期的な企業価値の向上に必要な不可欠と認識しており、積極的な採用を進めております。また、女性・外国人・中途採用者も分け隔てなく共通の、人事評価制度を運用しております。

自身の立てた目標に向かって挑戦した成果、及び能力の進捗を、公正に評価し、この能力と成果に応じて管理職登用を実施しております。

今後、中核人材の登用等における目標値、多様性確保に向けた人材育成計画については当社ウェブサイトにて開示しております。

https://www.mugen-estate.co.jp/sustainability/talent_acquisition.html

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金制度を採用していないため、当該制度運用における財政状態への影響はありません。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、「社是・ミッション・バリュー」を具現化するため、経営戦略や中期経営計画を策定し、当社ウェブサイト、有価証券報告書及び決算説明資料等に広く開示しております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

「当社ガイドライン」の第1章第1条をご参照ください。

https://www.mugen-estate.co.jp/cms/mugen/pdf/corporate/CGguidelines_20220325.pdf

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社の取締役の報酬に関する基本方針に係る決定方法は指名・報酬委員会による答申に基づき当社取締役会にて定めております。その概要は以下の通りです。

- ・事業年度ごとの業績の目標達成と中長期的な企業価値向上の動機づけとなり、事業戦略の遂行を後押しする報酬内容であること
- ・優秀な人材を確保できる報酬水準であること
- ・役割及び職責等に相応しい水準とすること
- ・透明性のあるプロセスに基づき決定されること

当社の取締役の報酬等は、社外取締役を除く役員に対し、「固定報酬」、「賞与」及び「株式報酬」により構成されており、社外取締役の報酬等は「固定報酬」のみにより構成しております。報酬水準は、株主総会で決定された報酬総額の限度内で同業他社の水準等を考慮の上、事前に代表取締役社長が指名・報酬委員会の諮問を経た上で、取締役会で決定しております。また、各報酬の支給割合は、役位・職責、業績及び目標達成度等を総合的に勘案して、固定報酬、賞与、株式報酬の比率が、業績目標達成時に65:20:15となるように設定しております。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

「当社ガイドライン」の第5章第2節第11条及び第12条をご参照ください。

https://www.mugen-estate.co.jp/cms/mugen/pdf/corporate/CGguidelines_20220325.pdf

(5) 経営陣幹部と取締役・監査役候補の選任・指名についての説明

株主総会において取締役・監査役選任議案がある場合、個々の取締役・監査役を候補者とした理由を「株主総会招集ご通知」に記載し、当社ウェブサイトにて開示しております。また、取締役・監査役の解任に当たっては、その理由を直ちに開示する方針であります。

【補充原則3-1-3 サステナビリティの取り組み】

当社は、サステナビリティについての取り組みを適宜、当社ウェブサイトにて開示しております。サステナビリティへの取り組みが当社の持続的な成長・事業創出に不可欠であると認識し2022年度から開始した新たな中期経営計画を策定し、開示を行っております。

持続可能な社会の実現のため、環境に配慮した事業活動への取り組みの一環として、2022年12月に気候変動関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)提言に賛同するとともに、気候変動に起因する事業等のリスク・機会の把握と適切な情報開示を行ってまいります。

また人的資本への取り組みが経営戦略において重要な課題であるとの認識のもと、経営戦略と連動した人材戦略を構築し人材ビジョン・人材育成方針を定め多様な社員が働きがいを持ち、一人ひとりの能力を最大限に発揮できる環境づくりに取り組んでおります。

<https://www.mugen-estate.co.jp/sustainability/index.html>

【補充原則4-1-1 経営陣への委任の範囲】

「当社ガイドライン」の第5章第1節第8条をご参照ください。

https://www.mugen-estate.co.jp/cms/mugen/pdf/corporate/CGguidelines_20220325.pdf

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

独立社外取締役の選任につきましては、候補者が会社法第2条第15号及び同条16号並びに東京証券取引所が定める独立役員要件に加え、「社外役員の独立性に関する基準」を独自に定め、当社「当社ガイドライン」にて開示している他、本報告書及び有価証券報告書に記載しております。また、独立社外取締役の選定にあたっては、その独立性基準に加えて、当社の経営に有益な知見や経験、専門的な知識を有すること等を重視して選任しております。

【補充原則4-10-1 任意の仕組みの活用と独立社外取締役の関与・助言】

当社は、監査役会設置会社であり、取締役4名中2名を独立社外取締役として選任しております。独立社外取締役の人数は取締役会の過半数には達していませんが、個々の高度な独立性や高い専門的な知識と多様な経験を活かすことで、適切な関与・助言を得る体制を整えていると認

識しております。

また、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任の強化を図り、コーポレートガバナンス体制をより一層充実させることを目的に、取締役会の任意の諮問機関として社外取締役2名と代表取締役社長の計3名で構成する指名・報酬委員会を設置し、経営陣幹部・取締役の指名・報酬、ジェンダー等の多様性やスキルの観点を含め、委員会の適切な関与・助言を得る考えを進めております。また、委員会構成の独立性に関する考え方・権限・役割等を有価証券報告書等に開示しております。

【補充原則4-11-1 取締役会の全体としてのバランス、多様性及び規模に関する考え方】

取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方につきましては、“取締役会の構成”並びに“取締役の資格及び指名手続”についての基本方針を「当社ガイドライン」に定め、当社ウェブサイトにて開示しております。また、役員 の知識・経験・能力等を一覧化したスキル・マトリックスを作成し、有価証券報告書等で開示しております。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の他の上場会社の役員兼任状況】

取締役及び監査役の他の上場会社の役員兼任状況につきましては、取締役及び監査役の“担当及び重要な兼職の状況”を「株主総会招集ご通知」及び「有価証券報告書」に記載し、当社ウェブサイトにて毎年開示しております。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価】

当社取締役会は、2022年度の実効性に関する評価を、2023年3月に実施いたしました。

評価は、取締役会の規模・構成・役割分担、取締役会への情報提供・支援体制、取締役会における議題や議論の質量等について全取締役・監査役を対象にアンケートを行い、その結果を踏まえて取締役会で議論を行う形で実施いたしました。

評価の結果、取締役会として、取締役会の実効性は概ね高い水準にあるものと判断しております。また、今後の対処すべき課題として、議論のさらなる充実、審議内容の早期準備、議題設定や審議のあり方が認識されており、改善のための方策を着実に実施してまいります。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

“取締役及び監査役の研鑽及び研修”についてのトレーニングの基本方針を「当社ガイドライン」に定め、当社ウェブサイトにて開示しております。また、必要な知識の取得や役割・責務の十分な理解のために、就任時のみならず就任後も継続的に更新する機会を適宜提供しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、経営企画部をIR担当部門として、代表取締役社長が統括し、関連部門と連携を図りながら、個人投資家向け会社説明会、アナリスト・機関投資家向け決算説明会及び個別ミーティング等を定期的に開催しております。また、株主との建設的な対話を通じて双方向のコミュニケーションの充実を図り、経営に関する分析や評価を吸収し経営陣幹部に報告しております。なお、“株主との対話”について「当社ガイドライン」に定め、当社ウェブサイトにて開示しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|------------------------|-----------|-------|
| 藤田 進 | 4,668,700 | 19.90 |
| 藤田 進一 | 2,501,000 | 10.66 |
| 株式会社ドリームカムトゥルー | 1,700,000 | 7.25 |
| 日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口) | 1,293,600 | 5.51 |
| 株式会社セラネス | 1,000,000 | 4.26 |
| 藤田 百合子 | 700,000 | 2.98 |
| 藤田 由香 | 700,000 | 2.98 |
| 庄田 桂二 | 667,000 | 2.84 |
| 庄田 優子 | 655,000 | 2.79 |
| 株式会社夢現企画 | 360,000 | 1.53 |

支配株主(親会社を除く)の有無

藤田 進、藤田 進一

親会社の有無

なし

補足説明 更新

・所有株式数の欄は、2022年12月31日現在で表示しております。また、当社は、自己株式897,325株を所有しておりますが、上記大株主から除いております。所有割合につきましても、自己株式を控除して計算しております。

・当社代表取締役社長藤田進一より、2023年2月17日付で保有する株式のうち400,000株を(株)夢現企画に売却した旨の報告がありました。(株式異動年月日は2023年2月17日。変更報告書は2023年2月27日付で提出)

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|----------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 井上 守 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|----------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」、
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|-------|------|--------------|--|
| 仁田 雅志 | | | 仁田雅志氏は、長年にわたり日本有数の文化芸術部門の企画、経営に携われ、その豊富な経験と実績に基づき、当社の経営陣から独立した客観的な立場で適切な意見をいただいていることから、引き続き当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献していただけるものと期待しております。 なお、仁田雅志氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。 |
| 井上 守 | | | 井上守氏は、経営者として住宅関連分野において幅広い見識と豊富な経験を有しており、当社社外取締役として業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしていることから、引き続き当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献していただけるものと期待しております。 なお、井上守氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。 |

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

| | 委員会の名称 | 全委員(名) | 常勤委員(名) | 社内取締役(名) | 社外取締役(名) | 社外有識者(名) | その他(名) | 委員長(議長) |
|------------------|--------|--------|---------|----------|----------|----------|--------|---------|
| 指名委員会に相当する任意の委員会 | 指名委員会 | 3 | 0 | 1 | 2 | 0 | 0 | 社内取締役 |
| 報酬委員会に相当する任意の委員会 | 報酬委員会 | 3 | 0 | 1 | 2 | 0 | 0 | 社内取締役 |

補足説明

1. 委員会設置の目的

取締役及び執行役員の指名・報酬に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任の強化を図り、コーポレートガバナンス体制をより一層充実させることを目的として、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置いたしました。

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|-------|------|--------------|--|
| 岡田 義廣 | | | 岡田義廣氏は、税理士としての財務及び会計に関する専門的な知識、豊富な経験と高い見識を有しており、今後もその知識と経験に基づき、当社監査体制の一層の強化を図るための有用な助言や提言が期待できるものと判断しております。 なお、岡田義廣氏は社外監査役になること以外の方法で直接会社経営に関与した事実はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。 |
| 富田 純司 | | | 富田純司氏は、弁護士としての企業法務及びコンプライアンスに関する専門的な知識、豊富な経験と高い見識を有しており、今後もその知識と経験に基づき、当社監査体制の一層の強化を図るための有用な助言や提言が期待できるものと判断しております。 なお、富田純司氏は社外監査役になること以外の方法で直接会社経営に関与した事実はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。 |

【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員は全て独立役員に指定しております。

また、当社は以下のとおり「社外役員の独立性に関する基準」を定めております。

社外取締役および社外監査役の独立性に関する方針として、会社法に定める社外取締役または社外監査役の要件を満たすとともに、以下の独立性の基準のいずれにも該当しない者を独立役員として選任する。

1. 当社および子会社等(以下、「当社グループ」という)の業務執行者 1
2. 当社の主要な株主 2 またはその業務執行者
3. 当社グループが主要な株主となっている者またはその業務執行者
4. 当社グループを主要な取引先とする者 3 またはその業務執行者
5. 当社グループの主要な取引先である者 4 またはその業務執行者
6. 当社グループの主要な借入先 5 またはその業務執行者
7. 当社グループから一定額を超える寄付金を受領している者 6
8. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
9. 当社グループから多額の金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人、またはコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者

10. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産上の利益を受けているコンサルタント、会計専門家又は法律家等 7
11. 当社グループの業務執行者が他の会社において社外役員に就いている場合において、当該他の会社の業務執行者
12. 過去3年間において、上記2から11までのいずれかに該当していた者
13. 上記1から12までのいずれかに該当する者の配偶者または二親等内の親族

- 1 業務執行者とは、法人等の業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに類する役職者および使用人等の業務を執行する者をいう。
- 2 主要な株主とは、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいう。
- 3 当社グループを主要な取引先とする者とは、直近事業年度における当社グループとの取引額が当該取引先の連結売上高の2%を超える者をいう
- 4 当社グループの主要な取引先とは、直近事業年度における当社グループの当該取引先との取引額が当社グループの連結売上高の2%を超える者をいう。
- 5 当社グループの主要な借入先とは、直近事業年度末における当社グループの当該借入先からの借入額が当社グループの連結総資産の2%を超える者をいう。
- 6 当社グループから一定額を超える寄付金を受領している者とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円を超える寄付金または助成金を受けている者をいう。ただし、当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体の総費用の30%を超える団体に所属する者をいう。
- 7 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産上の利益を受けているコンサルタント、会計専門家又は法律家等とは、直近事業年度において、役員報酬以外に1,000万円を超える財産を得ている者をいう。ただし、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体の連結売上高または総収入の2%を超える団体に所属する者をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

報酬体系

当社の取締役の報酬等は、社外取締役を除く取締役に対し、「固定報酬」、「賞与」及び「株式報酬」により構成されており、社外取締役の報酬等は「固定報酬」のみにより構成しております。報酬水準は、株主総会で決定された報酬総額の限度内で同業他社の水準等を考慮の上、事前に代表取締役が報酬委員会の諮問を経た上で、取締役会で決定しております。また、各報酬の支給割合は、役位・職責、業績及び目標達成度等を総合的に勘案して、固定報酬、賞与、株式報酬の比率が、概ね65:20:15となるように設定しております。

監査役の報酬等に関しましては、固定報酬のみで構成されており、株主総会で報酬総額の範囲を決議し、監査役会にて常勤監査役と非常勤監査役の別、業務の分担等を勘案し、協議・決定しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役

該当項目に関する補足説明

中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること並びに株主の皆さまとの一層の価値共有を目的として、株式報酬型ストックオプションを交付しています。

株式報酬型ストックオプションは、原則として毎年、当社と割当対象者との間で新株予約権割当契約書を締結したうえで、役位に応じて決定された数の新株予約権を交付します。株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、行使の条件は、当社又は当社子会社の取締役又は監査役の地位を喪失した日のいずれか遅い日の翌日から10日間に限り、新株予約権を行使することができると定めております。

なお、2022年3月25日の株主総会において、取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件が承認可決されたこととともない、既に付与済みのものを除き、取締役に対する株式報酬型ストックオプション制度を廃止し、今後、新たに取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権は発行しないことといたします。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は実施しておりません。

取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額で開示しております。

第32期事業年度(2022年1月1日から2022年12月31日まで)における役員の報酬等の総額は、取締役96百万円(うち社外取締役11百万円)、監査役24百万円(うち社外監査役11百万円)であります。

(注)

1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 2007年3月27日開催の第17回定時株主総会の決議による役員報酬限度額は、取締役分が年額500百万円以内(使用人分給与は含まない)、監査役分が年額30百万円以内であります。
3. 2015年3月27日開催の第25回定時株主総会の決議による株式報酬型ストックオプション(新株予約権)に係る報酬等の額は、注2に記載の役員報酬限度額とは別枠で、社外取締役を除く取締役に対し、年額90百万円以内であります。なお、既に付与済みのものを除き、取締役に對する株式報酬型ストックオプション制度を廃止し、今後、新たに取締役に對する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権は発行しないこととしております。
4. 役員報酬等の総額の内、2022年3月25日開催の第32回定時株主総会の決議による非金銭報酬等は、譲渡制限付株式として付与した当事業年度中の費用計上額であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬に関する基本方針に係る決定方法は指名・報酬委員会による答申に基づき当社取締役会にて定めております。その概要は以下の通りです。

基本方針

- ・事業年度ごとの業績の目標達成と中長期的な企業価値向上の動機づけとなり、事業戦略の遂行を後押しする報酬内容であること
- ・優秀な人材を確保できる報酬水準であること
- ・役割及び職責等に相応しい水準とすること
- ・透明性のあるプロセスに基づき決定されること

報酬体系

当社の取締役の報酬等は、社外取締役を除く役員に対し、「固定報酬」、「賞与」及び「株式報酬」により構成されており、社外取締役の報酬等は「固定報酬」のみにより構成しております。報酬水準は、株主総会で決定された報酬総額の限度内で同業他社の水準等を考慮の上、事前に代表取締役社長が指名・報酬委員会の諮問を経た上で、取締役会で決定しております。また、各報酬の支給割合は、役位・職責、業績及び目標達成度等を総合的に勘案して、固定報酬、賞与、株式報酬の比率が、業績目標達成時に65:20:15となるように設定しております。

監査役報酬等に関しては、固定報酬のみで構成されており、株主総会で報酬総額の範囲を決議し、監査役会にて常勤監査役と非常勤監査役の別、業務の分担等を勘案し、協議・決定しております。

報酬等の構成要素と概要

当社の取締役の報酬等の構成要素と概要は以下の通りです。

報酬の構成要素 / 目標業績達成時の構成比率 / 報酬の概要

固定報酬 / 65% / 各役位の職務に報いることを目的に、報酬額のテーブルを定め、これに基づいて毎月固定額を金銭で支給する報酬。

賞与 / 20% / 事業年度ごとの業績目標達成と、事業戦略の遂行を後押しすることを目的に、連結当期純利益の額に応じて、予め役員内規に定めた計算式に基づき支給額を決定し、金銭で支給する報酬。当該指標を採用している理由は、当社の中期経営計画の目標と整合しており、当社グループの連結業績の最終結果を表すため。

譲渡制限付株式 / 15% / 当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式で支給する報酬。譲渡制限期間は、その交付日から対象取締役に当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する時までの期間とする。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役並びに非常勤監査役である社外監査役へのサポート体制といたしましては、取締役会の事務局である管理本部が窓口となり、取締役会の開催前に内容をより深く把握することを目的として、取締役会の資料を取締役会の構成メンバー全員に対して電子メールで送付することにより、事前に情報を共有し、十分な検討を行うことができる体制としております。

また、当社では、社外取締役や社外監査役との連絡・調整を行う際は、内部監査部門、取締役会事務局、常勤監査役を通じて社外取締役・社外監査役の依頼を受け付けられる体制を整えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

会社の機関の基本説明

当社は、株主総会決議のもと、取締役、監査役を選任し、取締役会、監査役会、会計監査人を設置しております。

また、経営機能の強化及びコーポレート・ガバナンスの確立のため、内部監査室の設置及び執行役員制度を導入し監督機能(取締役会)と業務執行機能(執行役員会)の分離を行っております。

会社の機関の内容は次のとおりであります。

1) 株主総会

当社の株主総会は事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に代表取締役社長が招集することを定款に定めております。

2) 取締役会

当社の取締役会は、重要事項を意思決定するとともに、業務執行を監督することを目的としており、取締役4名(うち社外取締役2名)で構成しております。取締役会は月1回定期的に開催しているほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、取締役会は、全取締役の過半数にあたる取締役の出席により成立し、その決議は出席取締役の過半数をもって行います。特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができないとして

おります。取締役の選任理由は、株主総会招集通知等に記載しウェブサイト上に公開しております。

なお、監査役3名も恒常的に参加出席し、適宜意見を述べております。

3) 監査役会

当社は監査役制度を採用しており、監査役間の連携を強化し、監査役監査の実効性を高めるべく、監査役3名(常勤監査役1名、社外監査役2名)で監査役会を設置しております。監査役会は毎月1回程度開催されており、監査方針や監査計画など重要事項を決定するとともに、監査役間の協議・報告・情報共有を行っております。

また、各監査役は、会計監査人並びに内部監査室と緊密に連携の上、経営監視、内部統制、会計監査、業務監査が一体として機能する体制を構築しております。各監査役は、定期的に各取締役職務執行状況をヒアリングし、また会計監査人や内部監査室と随時緊密に連携、意見交換を行っており、取締役職務執行状況を把握できる体制となっております。

4) 指名・報酬委員会

当社は取締役及び執行役員の指名・報酬に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任の強化を図り、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させることを目的として、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。取締役会からの諮問に基づき、取締役及び執行役員の選解任、取締役及び執行役員の報酬等の決定方針・報酬等・報酬限度額、その他の重要事項を審議し、答申を行います。

指名・報酬委員会の委員は取締役3名(うち社外取締役2名)で構成しており、委員長は代表取締役社長としております。なお、2022年は、指名・報酬委員会を計6回開催いたしました。

5) 執行役員会

当社は、取締役会が決定した基本方針に基づき、業務執行に関する重要事項を審議、決定するため、取締役会規程及び執行役員会規程に基づき取締役会にて選任された取締役を含む執行役員を構成員とする執行役員会を設置しております。なお、常勤監査役及び社外取締役2名が恒常的に参加出席しており、原則として週1回開催しております。

6) リスクマネジメント・コンプライアンス委員会

当社はリスクを事前に回避すること及び万一リスクが顕在化した場合に会社の損失の最小化を図ることを目的として、管理本部長を委員長とし各部門及びグループ会社の責任者を選任しリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し年5回開催しております。

7) サステナビリティ委員会

当社は中古不動産に新たな価値を創り出す事業そのものが、社会に大きく貢献していることを共有し、事業を通じた持続可能な社会の実現を目的として2022年7月にサステナビリティ委員会を設置いたしました。当委員会は当社のサステナビリティ活動に関する全体計画の立案、進捗状況のモニタリング、達成状況の評価を行い、定期的に取締役会に報告・提言を行います。当委員会は取締役会が選任した委員により構成され、委員長は代表取締役社長としております。また必要に応じて事業部門の責任者や社外取締役の出席を要請することで、サステナビリティ施策の有効性及び実効性を担保しており、年2回以上開催しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方にに基づき、当社を取り巻く事業環境に適切に対応し、継続的に企業価値を向上していくために、迅速な意思決定を行うことが重要と考えており、現在の体制を採用しております。また、社外取締役2名を含む取締役4名による取締役会の迅速な意思決定と活性化を図るとともに、常勤監査役1名、社外監査役2名を含む監査役会により客観的で中立的な経営監視機能を備えることで、経営の透明性および公正性を確保しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

| | 補足説明 |
|--|--|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 当社は、株主が総会議案を十分に検討できるよう、招集通知の発送の早期化に努めるとともに、招集通知に記載する情報を招集通知発送前にTDnet及び当社ウェブサイトにて開示しております。 |
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 当社は、株主との建設的な対話の場であるとの観点から、より多くの株主が株主総会へ出席できるよう、開催日程及び開催場所について配慮するよう努めております。 |
| 議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み | 当社は議決権電子行使プラットフォームに参加しております。これにより機関投資家は招集通知発送日の当日から議案検討に十分な期間を確保できるようになり、議決権行使促進の一助となっております。 |
| 招集通知(要約)の英文での提供 | TDnet及び当社ウェブサイトにおいて招集通知(和文・英文)を掲載し、国内外の株主の議決権行使の促進を図っております。 |

2. IRに関する活動状況 更新

| 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|------|---------------|
| | |

| | | |
|-------------------------|--|----|
| ディスクロージャーポリシーの作成・公表 | <p>ディスクロージャーポリシーを策定し、当社ウェブサイト株主・投資家向けコンテンツを設け掲載しております。その概要は以下の通りです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 情報開示の基準 2. 情報開示の方法 3. インサイダー取引の未然防止 4. 業績予想および将来情報の取り扱い 5. 沈黙期間 6. 社内体制の整備について | |
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催 | 年に1～2回程度の開催を実施しております。 | あり |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | アナリスト・機関投資家向けの年2回の決算説明会は、代表取締役社長による動画配信で実施しております。また、説明会の動画及び書き起こしを当社ウェブサイトに掲示しております。 | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | <p>当社ウェブサイト株主・投資家向けコンテンツを設け、以下の資料を随時掲載しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決算情報 ・決算説明会資料 ・決算情報以外の適時開示資料 ・有価証券報告書及び四半期報告書 ・中期経営計画 ・株主総会関連資料(招集通知・決議通知・株主通信) ・アナリスト・IRレポート | |
| IRに関する部署(担当者)の設置 | 経営企画部をIR担当部署としております。 | |
| その他 | 英語ウェブサイト、中国語ウェブサイト及び英文IR資料を作成し、外国人投資家向けの情報開示への取り組みを進めております。 | |

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|------------------------------|---|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | <p>当社は、コーポレート・ガバナンス基本方針において、以下のように定めております。</p> <p>当社は、社是として、経営の考え方の根幹であり社名の由来でもある『夢現』(夢を現実に)を掲げ、お客さまの夢を実現することで会社としても成長し、ステークホルダーを含めたすべての人の夢の実現を目指します。</p> <p>そのために、ミッションを、『不動産に新たな価値を創造し、すべての人の豊かな暮らしと夢に挑戦する』とし、事業活動を通して地球温暖化、少子高齢化、空き家問題や住宅ストックの老朽化等、不動産業界が抱える数々の社会課題の解決に取組み、持続的な企業価値の向上を目指します。</p> <p>また、ミッションの実現に向けた、行動の基軸として『速さを追求』『あくなき挑戦』『多様な連携』『先を見通す』『責を担う』の5つのバリューを定めております。</p> <p>当社では、この企業理念の実現のために最も必要な施策は、経営の透明性と健全性の確保及び環境の変化に迅速・適切に対応できる経営機能の強化であり、コーポレート・ガバナンスの確立が最重要課題であると認識し、株主の権利・平等性の確保 株主以外のステークホルダーとの適切な協働 適切な情報開示と透明性の確保 取締役会等の責務の履行 株主との対話を基本原則としてコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。</p> |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | <p>当社は、ウェブサイト、サステナビリティとして、ESGそれぞれの活動を開示しております。</p> <p>また、サステナビリティ方針を以下と定めております。</p> <p>私たちムゲンエステートグループは、社名の由来でもある『「夢現」夢を現実に』の社是のもと、お客さまをはじめとする、皆さまの「夢」の実現のお役に立ちたいと願っております。</p> <p>私たちは、中古不動産に新たな価値を創り出す事業そのものが、社会に大きく貢献していることを共有し、事業を通して、持続可能な社会を実現することが、私たちの共通の「夢」とらえています。</p> <p>ミッションである『不動産に新たな価値を創造し、すべての人の豊かな暮らしと夢に挑戦する』を実践することで、持続可能な社会の実現とムゲンエステートグループの持続的な成長に挑戦します。</p> |

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

当社はディスクロージャーポリシーに則り、株主・投資家をはじめとするステークホルダーとの建設的な対話を重視しております。そうした建設的な対話を通じて、経営方針に係る理解を得る努力を行うとともに、ステークホルダーの意見等を吸収し、当社の持続的な成長と企業価値の向上に取り組んでおります。

また、インサイダー取引防止規程及び適時開示手順書を策定の上、当該規程に則り運用しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、株主をはじめ、お客様、社会、使用人等のステークホルダーとの適切な関係を維持し、不動産販売業者としての社会的使命・責務を全うすることで長期的な業績向上と企業価値の増大に努めます。そのために、当社は、健全で透明性の高い内部統制システムを構築し、適切なコーポレート・ガバナンスを行ってまいります。

内部統制システム構築の基本方針

1. 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行における法令及び定款への適合の確保、ならびに損失の危険の管理に関する規程その他の体制について

(会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第2号及び第4号)

(1) 取締役会は、リスク管理体制を構築するとともに、取締役、執行役員及び使用人(以下、「取締役等」という)の職務の執行が法令等に適合することを確保します。また、内部通報規程に定める内部通報制度を運用する等し、法令等に反する行為の未然防止もしくは早期発見を図ります。なお、リスクマネジメントの推進にあたっては、リスク管理規程に基づき「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」を設置し、リスクの把握、それに対する再発防止策やリスク低減等に関する施策を審議するとともに、有効性に対する評価・モニタリングを行い、その結果を取締役会へ報告しております。

(2) 取締役会は、反社会的勢力との関係遮断を企業防衛の観点から必要不可欠なものと捉え、団体や個人による不当な要求等に応じたりすることのないよう取り組みの強化を図ります。

2. 取締役の効率的な職務執行の確保と当該職務執行に係る情報の保存及び管理について

(会社法施行規則第100条第1項第1号及び第3号)

(1) 取締役会は、職務権限規程や業務分掌規程等に基づく適切な権限委譲や稟議制度について定め、取締役等の適正かつ効率的な職務執行環境を整備します。

(2) 取締役会は、文書管理規程等必要な諸規程を定め、主要会議の議事録やその資料及び業務執行に係る重要書類や報告書等について適切に保存管理します。なお、取締役及び監査役は常時これらの記録を閲覧できます。

3. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について

(会社法施行規則第100条第1項第5号)

(1) 取締役会は、当社の子会社を管理する部署及び規程を定め、当社及びその子会社から成る企業集団における職務執行の法令及び定款への適合の確保、ならびにリスク管理の体制について監督し、適正かつ効率的な事業運営を行います。

(2) 取締役会は、必要に応じて、当社の子会社に対してその役員及び使用人の職務の執行状況等についての報告を求めます。また、当社及び当社の子会社は、それぞれが当社の内部監査部門による監査を受けることを通じて、企業集団における業務の適正を確保する体制を維持いたします。

4. 監査役職務の補助要員の配置と独立性及び当該補助要員に対する指示の実効性の確保について

(会社法施行規則第100条第3項第1号、第2号及び第3号)

(1) 取締役会は、監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、監査役スタッフを配置します。

(2) 監査役スタッフは監査役の指揮命令により業務を行います。当該監査役スタッフの異動や評価・処遇については予め監査役の同意を得た上で決定します。

5. 監査役への報告、費用等の処理及び監査役監査の実効性を確保するための体制について

(会社法施行規則第100条第3項第4号、第5号、第6号及び第7号)

(1) 当社取締役等、子会社の役員、及び子会社の使用人は、当社監査役の求めに応じて、会社経営及び事業運営上の重要事項や業務執行の状況及び結果について報告します。また、子会社の役員、及び子会社の使用人からこれらの事実について報告を受けた者は、当該事実を直ちに当社監査役へ報告します。

(2) 当社取締役等、子会社の役員、及び会社の使用人は、法令等の違反等、当社及びその子会社から成る企業集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第直ちに当社監査役に対して報告します。また、子会社の役員、及び子会社の使用人からこれらの事実について報告を受けた者は、当該事実を直ちに当社監査役へ報告します。

(3) 当社は、当社監査役に内部通報制度による報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社取締役等、子会社の役員、及び子会社の使用人に周知徹底します。

(4) 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し会社法第388条に基づく費用の前払い、または償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

(5) 代表取締役社長は、監査役と適宜に会合をもち意思疎通を図るほか、監査役が実効的な監査を行なうことができる環境を整備します。

6. 上記の内部統制システムの整備及び運用に関し、内部監査部門が当社及びその子会社から成る企業集団の内部監査を実施し、監査役は取締役等の職務の執行状況を監査します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、かねてよりの反社会的勢力の排除の機運の社会的な高まりを受け、代表取締役社長以下従業員に至るまで、反社会的勢力との関わりを一切持たないよう努めてまいりました。

このような中、2011年10月1日に施行された「東京都暴力団排除条例」を受け、反社会的勢力との関わりを未然に防ぐべく、不動産売買に関する

契約書にいわゆる「暴排条項」を記載することを徹底しておりますとともに、不動産売買、工事発注、物品購入等において新規取引を行う際は、新規取引先に対し、事前に新聞記事データベース等によるチェックを行う旨社内規程にて定められております。なお、チェックは総務部が一括して行っており、マニュアルに定められた手順に従ってチェックを実施しております。

また、株主につきましては、市場における取引を通じて反社会的勢力が当社の株式を取得する可能性があります。株主名簿管理人から定期的に情報を入手することにより、反社会的勢力が株主となっているか否かの把握に努めてまいります。役員、従業員の採用の際においては、内定前に新聞記事データベース等によるチェックを行っております。

上記のような社内のチェック体制とは別に、当社は「公益社団法人 警視庁管内特殊暴力防止対策連合会」へ2008年4月に加入し、所轄警察署との関係を深め、また必要に応じ取引先が反社会的勢力に該当するか照会する等、反社会的勢力との関わりを防ぐあらゆる情報の入手に努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

| | |
|-------------|----|
| 買収防衛策の導入の有無 | なし |
|-------------|----|

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新



